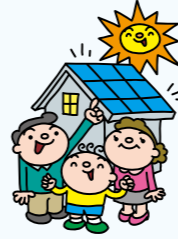
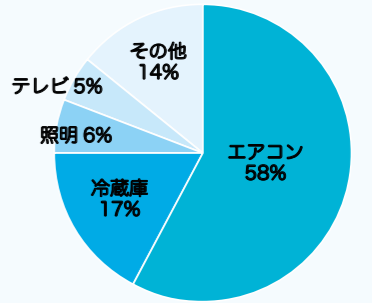




夏場の節電対策について



冷房需要の増える夏場は、一年のうちで電気が最も使われる時期です。また、今年の夏は、四国でも電力不足が心配されております。このため、今回は、ご家庭で簡単にできる節電のポイントをご紹介します。



出典：資源エネルギー庁資料

夏の電力消費の内訳（14時前後）

夏場の日中（14時ごろ）、私たちの家庭では、電気の9割近くはエアコン、冷蔵庫、照明、テレビに使われています。電気が多く使われる機器などの使い方を「ちょっと工夫」すると、節電につながります。

ご家庭で簡単にできる節電のポイント

エアコン

▶ 冷房時の設定温度は28℃を目安に。カーテンやすだれなどで日差しをカットすると冷房効果がアップします。

▶ フィルターが目詰まりしていると、冷房効率が落ちます。月に1～2回は清掃しましょう。



テレビ

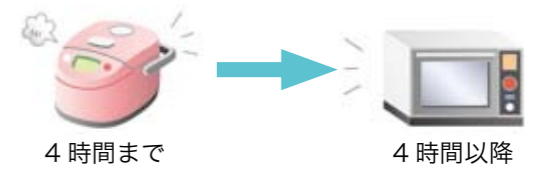
▶ リモコンで電源を切っても少量の電気が使われています。まめに主電源を切りましょう。

▶ 明るさや音量を控えることも、節電につながります。



炊飯器と電子レンジの使い分け

▶ 炊飯器で炊いたごはんをそのまま保温するのは、4時間までが目安です。4時間以降は電子レンジで温め直す方が使われる電気が少なくて済みます。



出典：省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」ほか

照明器具

▶ 使っていない部屋の照明は、まめに消しましょう。



冷蔵庫

▶ 無駄な開け閉めは控えて、詰め込み過ぎないように。

▶ 設定温度を「強」から、必要に応じて「中」や「弱」に。

▶ 壁から適切な間隔をとり、冷蔵庫の放熱効果を高めましょう。



夏場は「熱中症」の危険性が高くなります。高齢者や乳幼児などに無理のない節電を。



今年の夏、電気の使い方を見直してみましょう

市営墓地拡張に伴う追加募集のご案内

【池田第3墓地】

場所 池田町クヤウジ
 永代使用料 39万2千円
 管理料 2万円（10年分）
 区画数 35区画



【馬路東墓地】

場所 池田町馬路西岡
 永代使用料 44万4千4百円
 管理料 2万円（10年分）
 区画数 10区画



池田第3墓地および馬路東墓地の拡張工事が竣工いたしましたので、次のとおり市営墓地使用の申請を受付いたします。

●申請資格

現在、三好市に住所を有し平成24年4月1日以前から住民登録をしている方。または、三好市に本籍がある方。

●申請受付期間

6月11日から7月13日まで（土・日曜日を除く）

●申請に必要な書類

○市営墓地使用許可申請書（書類は環境課にあります）
 ○申請者の住民票の謄本（本籍地記載のある世帯全員のもの）
 ○申請者の戸籍謄本
 ○個人で遺骨を安置している方や寺院などに預けている方は、遺骨を保有していることが証明できる書類

●募集の優先順位

① 自宅で遺骨を安置している方
 ② 寺院などに遺骨を預けている方
 ③ 親類などの墓地に遺骨を一時的納骨している方
 ④ その他、市営墓地を希望される方

●墓地の選考方法

書類選考で、資格および優先順位の区分により決定します。申請者が多数の場合は、抽選により決定します。

●使用場所の制限

墓地の使用は1世帯につき1区画（6平方メートル）とします。

●申請・お問い合わせ先

三好市環境課
☎ 72-3436



三好市夏のエコスタイル

三好市においても、省資源・省エネ行動の徹底に取り組んでいます。

期間▶ 5月9日から10月31日まで

- ①冷房時の温度28℃の徹底（春夏秋季）、軽装勤務。空調の使用をできるだけ控えるとともに事務所などでは、クールビズ（ノーネクタイ、ノー上着）を運用。
- ②不必要な電灯、OA機器、テレビなどの電源オフの徹底、待機電力の削減、昼時間の消灯、エレベーターの不使用。特に会議などで2時間以上離席する場合は、必ずパソコン等の電源を落とすこと。各課(室)や家庭での省エネ・省資源の取り組みを進めるとともにノー残業デーなど職場での削減活動の強化。
- ③エコドライブの徹底、アイドリングストップなどエコドライブの徹底に加え、相乗りや公共機関、自転車の活用。

白地小学校で心躍る金環日食観察会



自然や科学への関心が高まる貴重な機会として、金環日食の瞬間をみんなで一緒に見届けようと5月21日、白地小学校で児童や保護者116名が早めに登校し観察会が行われました。

当日は曇り空でしたが、空を見上げていると願いが通じたのか、ついに雲の切れ間からリングとなった太陽を見ることができました。

た。校庭で一緒に見た世紀の天体観測ショーは、宇宙の神秘に触れ、心に残る想い出となったようです。



私たちの大切な地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



西部地区の徳島県小児救急医療体制

徳島県では小児救急医療体制として3つの地域に分れています。東部地区（徳島市・鳴門市・板野郡・名東郡・名西郡・吉野川市・阿波市）、南部地区（小松島市・阿南市・勝浦郡・那賀町・海部郡）、西部地区（美馬市・美馬郡・三好市・東みよし町）です。今月号では三好市の属する西部地区の徳島県小児救急医療体制について紹介します。

	月	火	水	木	金	土	日
半田病院	○				○	○	○
三好病院		□	□	○			

○は小児科医が対応しており、□は22時までは小児科医、以後当直医対応（小児科医は呼出）となっています。日曜日は9時から翌日9時まで、それ以外は、18時から翌日9時までの診療です。

- ☆香川小児病院の場合
〜香川小児病院
ホームページより〜
- ①救急受け入れ体制
香川小児病院では、急病に対応する診療等を、一次から三次までの全ての救急患者さんに対し24時間365日体制で行っております。
- ②選定療養費について
夜間・休日救急外来受診の方から、「時間外選定療養費」

- ☆つるぎ町立半田病院の場合
〜つるぎ町立半田病院
ホームページより〜
- 次の時間帯に小児科を受診された場合、通常の診察費に加え「時間外選定療養費」を自費で負担いただくことになりました。
- 診療時間▼22時〜翌朝7時
金額▼4200円
- ただし、受診後に入院された場合、他の医療機関から救急外来受診のため紹介状を持参された場合は料金をいただきます。

食生活改善推進員（ヘルスマイト）を募集

ボランティアで食生活改善活動をしているグループ、食生活改善推進員（ヘルスマイト）を募集いたします。

対象者
三好市民で、全5回の養成講座を受講し市内での食生活改善活動に参加できる方（性別年齢問いません）

日程・内容

- ▼第1回 7月18日（水）13時〜15時
・開講式、運動実習
- ▼第2回 8月8日（水）10時〜15時
・生活習慣病について①
・調理実習
- ▼第3回 8月29日（水）10時〜15時
・生活習慣病について②
・調理実習
- ▼第4回 9月12日（水）10時〜15時
・生活習慣病について③
・調理実習
- ▼第5回 9月26日（水）10時〜13時
・生活習慣病について④
・調理実習

※内容、日程については変更になる場合があります。
場所 三好市保健センター
募集期間 6月29日まで
お申し込み・お問い合わせ先 三好市健康づくり課
電話 72-6767

ととして、保険診療分とは別に、来院ごとに3150円（税込）を徴収させていただきます。

※ただし次の人は除きます。
○入院となった患者さん
○他院からの救急外来受診のため
○当院で当日受診され症状増悪時により当院医師より受診の指示がある場合
○処置・手術等を実施した患者さん（外来処置伝票で明記）



第二次三好市地域福祉計画 策定公募委員を募集します

第二次三好市地域福祉計画に市民のみなさんのご意見を反映していくため、策定委員会委員を募集します。

募集人数▼3名以内
応募資格▼現在、満20歳以上の市民で地域福祉に対して特に関心のある方
役割・活動内容▼委員の方からのご意見をもとに計画策定についての意見交換をしていきます。そうして明らかにされた地域福祉の課題に対して、解決の仕組みを考えていきます。最終的に「地域福祉計画」をまとめ、これからの福祉のまちづくりについての方針を明らかにします。

任期▼委嘱の日から地域福祉計画策定が終了する（平成25年3月末）日まで、会議は期間中に3回程度開催予定。
委員報酬▼市の規定による報酬（日額）を支給
募集期間▼6月29日まで（郵送の場合は当日消印有効）
応募方法▼三好市地域福祉課または各総合支所にある申込用紙に必要事項を記入し、地域福祉課まで持参もしくは郵送してください。
選考方法▼応募者多数の場合は、市において年齢構成や意見などを総合的に考慮し、選考により決定します。
結果通知▼後日、本人に通知
お申し込み・お問い合わせ先
三好市地域福祉課
☎72-7638

保険料を納めて みんなで介護を支えましょう

基準額の算出方法

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{市町で介護保険 65歳以上の人の 給付にかかる費用} \times \text{負担分 (21\%)}}{\text{市町の 65歳以上の人数}}$$

【65歳以上の方の段階別保険料】

段階	対象者	保険料の調整率	
		基準額	保険料 (年額)
1	市町民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者、または生活保護受給者	基準額 × 0.5	30,840円
2	市町民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.5	30,840円
3	市町民税世帯非課税で上記以外の人	基準額 × 0.75	46,260円
4	世帯の誰かに市町民税が課税されているが、本人は非課税で、公的年金等収入および合計所得金額が80万円以下の人	基準額 × 0.85	52,428円
5	世帯の誰かに市町民税が課税されているが、本人は非課税の方で上記以外の人	基準額 × 1.0	61,680円
6	市町民税本人課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.25	77,100円
7	市町民税本人課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.35	83,268円
8	市町民税本人課税で、合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.55	95,604円
9	市町民税本人課税で、合計所得金額が300万円以上の人	基準額 × 1.65	101,772円

介護保険は、国や県、市町が負担する「公費」と、みなさんが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。



！平成24年4月から65歳以上の方の介護保険料が変わりました

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、平成24年度から平成26年度（第5期）の介護保険料基準月額が、5,140円になりました。

みなさんが納める介護保険料は、今後3年間に必要になる総費用をもとに算出されるもので、みよし広域連合管内でも介護保険のサービスにかかる費用が年々増加しています。また、平成24年度から介護給付費などにおける65歳以上の人の負担率が21%（平成23年度までは20%）になりました。

以上のことをふまえて、平成24年度からの介護保険料を決定していますので、ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ先
みよし広域連合介護保険センター ☎76-0030